

# 古物営業者の皆さんへ 重要なお知らせ

「古物営業法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）」が平成30年4月25日に公布されました。

改正法は2段階で施行され、施行日と内容は以下のとおりです。

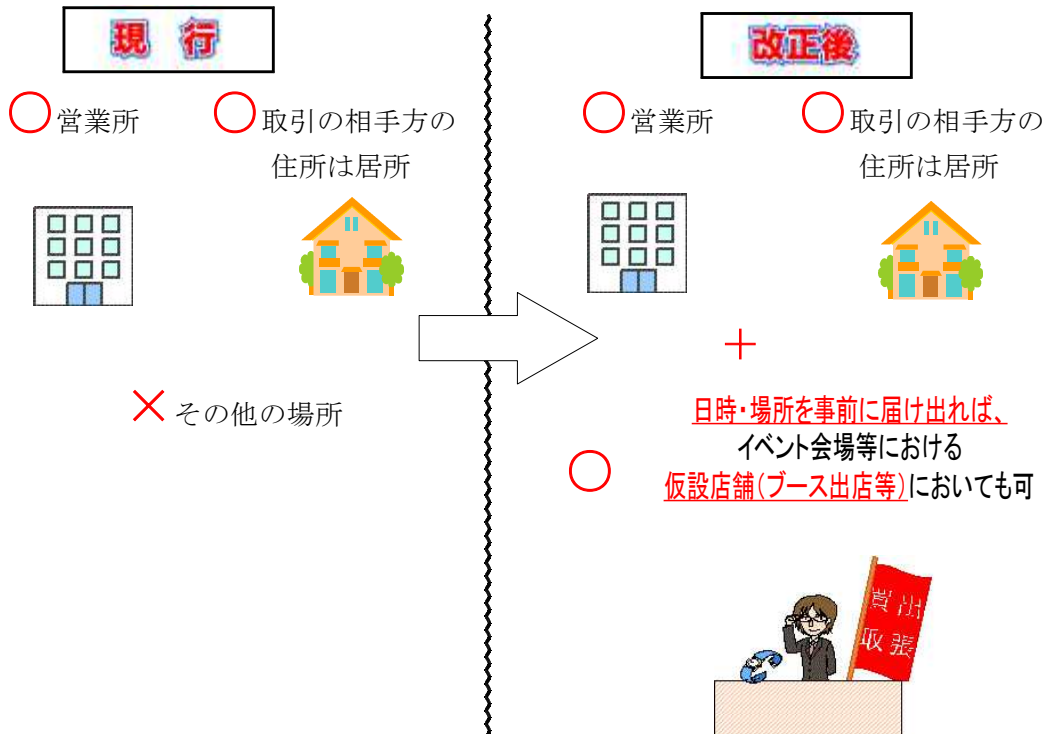
◎ 平成30年10月24日施行

## ・ 営業制限の見直し

現行制度では、営業所又は取引の相手方の住所等以外の場所で、買受け等のために古物商以外の者から古物を受け取ることはできませんが、施行後は事前に公安委員会に日時・場所の届出をすれば、仮設店舗においても古物を受け取ることができます。

イメージ図

古物商が古物を買ってよい場所は・・・



## ・ 簡易取消の新設

古物商が所在不明の場合，公安委員会は公告を行い，30日を経過しても申出が無い場合には，許可を取り消すことができるようになります。

## ・ 欠格事由の追加

現在の欠格事由に加え，窃盗罪で罰金刑を受けた者や暴力団員やその関係者も欠格事由として規定されます。

### ◎ 2年を越えない範囲内で施行

## ・ 許可単位の見直し

現在は，営業所等が所在する都道府県ごとに古物営業の許可を受けることが必要ですが，施行後は，主たる営業所等の所在地を管轄する公安委員会の許可を受ければ，その他の都道府県には，届出で足りることになります。

## 重要なお知らせ（必読）

### 主たる営業所等の届出

2年を越えない範囲内における改正法の施行日（以下「2年施行日」という。）の前日までに古物営業（古物商・古物市場主）の許可を取得した古物営業者の皆さんが古物営業を続けていくためには，主たる営業所等の届出をすることが必要です。

もし，主たる営業所等の届出を行わないと，現在，所持している許可が失効し，2年施行日以降に営業すると無許可営業になります。

- 届出期間  
平成30年10月24日から2年施行日の前日までの間
- 届出先  
主たる営業所等の所在地を管轄する警察署  
※ 複数の公安委員会から許可を受けている場合，主たる営業所を管轄する警察署に届出をすればその他の公安委員会への届出は不要です。
- 届出様式  
国家公安委員会規則で定められた届出書  
※ 鹿児島県警のホームページに掲載してあります。若しくはお近くの警察署でも取り寄せられます。

問合せ先

- 鹿児島県警察本部生活安全許可センター営業係  
Tel 099-206-0110（内線3032，3033）
- 営業所（営業所がない場合は住所地）を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課